

第3号様式
(第10条関係)

是正又は改善結果報告書

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	学校法人 明德館 明德館学童クラブ
監査実施年月日	令和5年12月5日(火)
是正又は改善結果報告書提出年月日	令和5年12月20日(水)
事 項	内 容
運営規程に定める開所時間について	<p>利用者の実態にあわせ、運営規定第6条(開所時間)を令和6年4月1日付で下記の通り改定することにしました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第6条(開所時間) 開所時間は次の通りとする。</p> <p>(1) 小学校の授業のある日 (現行) 午前11時～午後6時 (改訂) 午後0時～午後6時 但し、始業式等で下校時刻が通常より早まる場合、下校時刻より開所する。 (中略)</p> <p>(3) 土曜日の開所日 (現行) 午前7時30分～午後3時30分 (改訂) 午前8時～午後4時</p> <p style="text-align: right;">以上</p>